表2-1 精神障害の労災補償状況

年 度区 分		平成29	年度	平成30	年度	令和元	年度	令和2	年度	令和3	3年度
	請求件数	1732 (689)	1820 (788)	2060 (952)	2051 (999)	2346 (1185)
精神障害	決定件数 ^{注2}	1545 (605)	1461 (582)	1586 (688)	1906 (887)	1953 (985)
	うち支給決定 件数 _{注3}	506 (160)	465 (163)	509 (179)	608 (256)	629 (277)
	[認定率]注5	[32.8%](26.4%)	[31.8%](28.0%)	[32.1%](26.0%)	[31.9%](28.9%)	[32.2%](28.1%)
	請求件数	221 (14)	200 (22)	202 (16)	155 (20)	171 (15)
うち自殺	決定件数	208 (14)	199 (21)	185 (17)	179 (17)	167 (20)
注6	うち支給決定 件数	98 (4)	76 (4)	88 (4)	81 (4)	79 (4)
	[認定率]	[47.1%](28.6%)	[38.2%] (19.0%)	[47.6%] (23.5%)	[45.3%](23.5%)	[47.3%](20.0%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注7

年 度 区 分		平成29年	度	平成30年	度	令和元年	度	令和2年	度	令和3年	F度
精神障害	支給決定件数	7 (0)	21 (6)	8 (1)	25 (7)	22 (6)
相仰岸古	うち自殺	4 (0)	5 (1)	2 (0)	12 (0)	5 (0)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 - 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 - 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 - 4 複数業務要因災害として決定した事案は、上表における決定件数の外数である。
 - 5 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。 6 自殺は、未遂を含む件数である。

 - 7 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に伴い新たに支給決定した事案である。
 - 8 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 - 9 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移

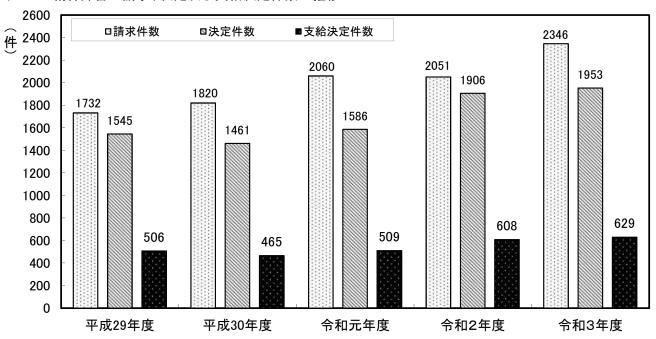
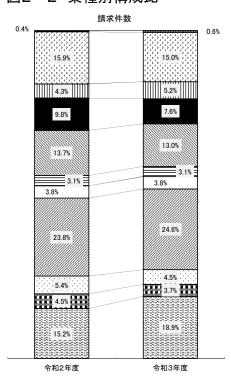


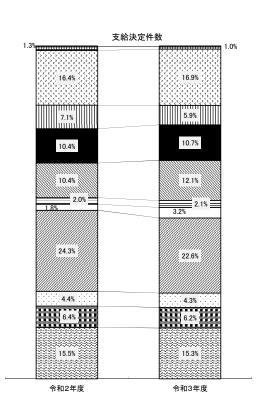
表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

年度	令和2年度		令和3年度
業種(大分類)	請求件数 決定件数		数 決定件数 うち支給決定件数
農業, 林業、漁業、鉱業, 採 石 業, 砂 利 採 取 業	8 (3) 11 (3) (1 (0))		3) 8 (4) 6 (2) 0) (1 (0) (1 (0)
製 造 業	326 (89) 311 (94) (43 (2)) (53 (3))		99) 314 (83) 106 (17) 3)
建設業	89 (18) 95 (10) ⟨ 14 (0) ⟩ ⟨ 19 (0) ⟩	43 (2) 122 (2 < 14 (0) > < 28 (26) 87 (23) 37 (6) 1) > (21 (1) > (11 (0) >
運輸業,郵便業	202 (53)	63 (14) 179 (5 (5 (0)) (12 (52) 168 (41) 67 (12) 1)
卸 売 業 , 小 売 業	282 (155) 247 (132) (23 (2)) (20 (3))	63 (30) 304 (1) (8 (0)) (21 (63) 261 (149) 76 (40) 1) > (24 (2) > (11 (0) >
金融業,保険業	64 (35) 61 (34) ⟨ 3 (0) ⟩ ⟨ 9 (1) ⟩		45) 65 (35) 13 (9) 3) \ \ \ 4 (2) \ \ \ 2 (0) \
教 育, 学 習 支 援 業	77 (47) 62 (29) ⟨ 4 (0) ⟩ ⟨ 8 (0) ⟩	11 (5) 89 (6 (1 (0)) (3 (61) 75 (50) 20 (11) 1)
医療 , 福祉	488 (365)	148 (119) 577 (4 ⟨ 5 (2) ⟩ ⟨ 13 (:	(45) 465 (356) 142 (107) 2) > (10 (3)) (0 (0))
情報通信業	111 (44)		43) 109 (42) 27 (13) 0)
宿泊業、飲食サービス業	92 (41) 86 (36) ⟨ 12 (2) ⟩ ⟨ 10 (1) ⟩		37) 76 (32) 39 (13) 0) > (9 (2)) 4 (1) >
その他の事業(上記以外の事業)	312 (149) 306 (128) (22 (7)) (20 (2))		211) 325 (170) 96 (47) 3) \(24 (5) \(14 (3)
合 計	2051 (999)	608 (256) 2346 (11 〈 81 (4) 〉 〈 171 (1	185) 1953 (985) 629 (277) 15) > (167 (20)) (79 (4))

図2-2 業種別構成比







⁻ 注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

^{3 ()}内は女性の件数で、内数である。 4 ()内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-2-1 精神障害の請求件数の多い業種(中分類の上位15業種)

			サ和3千茂
	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	336 (252) 〈 7 (1) 〉
2	医療, 福祉	医療業	235 (189) (6 (1))
3	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	106 (26)
4	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	93 (33)
5	建設業	総合工事業	72 (15) 〈 20 (1) 〉
6	教育, 学習支援業	学校教育	70 (52) (1 (1))
7	卸売業,小売業	その他の小売業	67 (41)
8	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	66 (34) 〈 3 (1) 〉
9	情報通信業	情報サービス業	64 (24) 〈 4 (0) 〉
10	宿泊業,飲食サービス業	飲食店	56 (23) (5 (0))
11	製造業	輸送用機械器具製造業	52 (14)
12	金融業, 保険業	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業 を含む)	45 (29)
13	卸売業,小売業	各種商品小売業	44 (28)
13	製造業	電気機械器具製造業	44 (15)
15	卸売業, 小売業	機械器具小売業	43 (16) 4 (0) >

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ()内女性の件数で、内数である。 3 <>内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-2-2 精神障害の支給決定件数の多い業種(中分類の上位15業種)

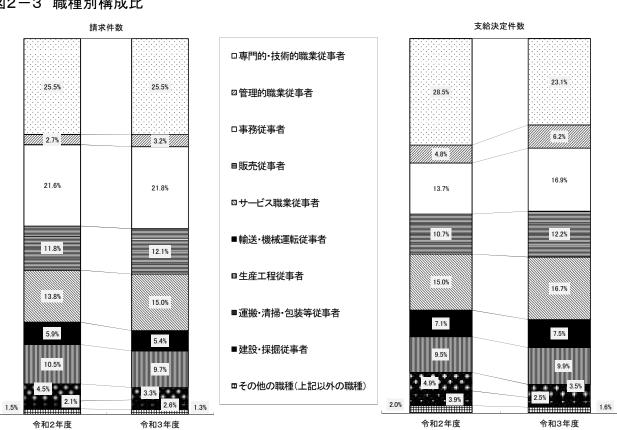
	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定 件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	82 (57) (0 (0))
2	医療, 福祉	医療業	59 (49) (0 (0))
3	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	47 (8) (6 (0))
4	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	29 (9) < 2 (1) >
5	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	22 (10) (4 (2))
5	建設業	総合工事業	22 (3) (8 (0))
7	情報通信業	情報サービス業	17 (8)
8	教育, 学習支援業	学校教育	16 (11) (1 (0))
9	製造業	輸送用機械器具製造業	15 (2)
10	卸売業, 小売業	機械器具小売業	13 (5)
10	学術研究,専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	13 (8)
12	卸売業, 小売業	その他の小売業	12 (4)
12	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	12 (10) (0 (0))
12	製造業	金属製品製造業	12 (2)
15	製造業	電気機械器具製造業	10 (0)
15	製造業	生産用機械器具製造業	10 (1)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ()内女性の件数で、内数である。 3 <>内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

年度		令和2年度	令和3年度	
職種(大分類)	請求件数	決定件数うち支給決定件数	請求件数 决定件数	うち支給決定件数
専門的·技術的職業従事者	523 (305) 〈 38 (6)〉	486 (251) 173 (89) (57 (6)) (31 (1))	599 (351) 485 (297) (40 (5)) (39 (7))	145 (80)
管 理 的 職 業 従 事 者	56 (5) (13 (0))	69 (10) 29 (6) (18 (0)) (12 (0))	76 (13) 74 (9) (17 (0)) (20 (1))	39 (3)
事務従事者	444 (272) 〈 29 (5)〉	406 (248) 83 (44) (38 (2)) (13 (0))	512 (326) 422 (269) (25 (4)) (23 (3))	106 (66)
販 売 従 事 者	241 (130) 〈 18 (2)〉	204 (95) 65 (29) (15 (1)) (6 (0))	283 (147) 245 (141) (29 (4)) (28 (5))	77 (39) (15 (0))
サービス職業従事者	284 (176) 〈 20 (5)〉	269 (170) 91 (55) (18 4) (7 (2))	353 (234) 281 (173) (13 (1)) (15 (2))	105 (65)
輸送・機械運転従事者	122 (15) (5 (0))	112 (16) 43 (9) (4 (0)) (3 (0))	127 (22) 115 (13) (3 (0)) (6 (0))	47 (2)
生産工程従事者	215 (54) 〈 18 (1)〉	190 (63) 58 (16) (20 (3)) (5 (1))	228 (56) 200 (46) (26 (1)) (23 (1))	62 (8)
運搬∙清掃∙包装等従事者	93 (33) 〈 7 (1)〉	90 (28) 30 (6) (2 (1) (0) (0) (0)	78 (27) 69 (27) (3 (0)) (6 (1))	22 (11)
建 設・採 掘 従 事 者	43 (2) (6 (0))	51 (1) 24 (0) (5 (0)) (4 (0))	60 (3) 38 (2) (11 (0)) (5 (0))	16 (0) (2 (0))
その他の職種(上記以外の職種)	30 (7)	29 (5) 12 (2) (2 (0))	30 (6) 24 (8) (4 (0)) (2 (0))	10 (3)
合 計	2051 (999) 〈 155 (20)〉	1906 (887) 608 (256) ⟨ 179 (17) ⟩ ⟨ 81 (4) ⟩	2346 (1185)	629 (277) 〈 79 (4) 〉

図2-3 職種別構成比



注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。 2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。 3 ()内は女性の件数で、内数である。 4 〈〉内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-3-1 精神障害の請求件数の多い職種(中分類の上位15職種)

			サ和3千茂
	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	373 (241) (18 (4))
2	販売従事者	営業職業従事者	162 (61) 〈 21 (3) 〉
3	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	158 (128) (3 (1))
4	専門的·技術的職業従事者	保健師,助産師,看護師	132 (121) (3 (1))
5	販売従事者	商品販売従事者	116 (85) 〈 7 (1) 〉
6	専門的·技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	113 (84)
7	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	111 (19)
8	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	77 (28) 〈 9 (1) }
9	専門的·技術的職業従事者	情報処理·通信技術者	66 (20) (8 (2))
10	サービス職業従事者	接客·給仕職業従事者	59 (33) (6 (0))
11	事務従事者	会計事務従事者	54 (36) (3 (0))
12	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	53 (6) (4 (0))
13	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	52 (27)
14	事務従事者	営業·販売事務従事者	47 (26) (3 (0))
15	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	44 (6)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。 3 <>内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-3-2 精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

			サ和り千茂
	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定 件数
1	事務従事者	一般事務従事者	67 (50) (5 (1))
2	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	47 (38) (0(0))
3	販売従事者	営業職業従事者	44 (15)
4	輸送∙機械運転従事者	自動車運転従事者	41 (2) (3 (0))
5	専門的・技術的職業従事者	保健師,助産師,看護師	36 (35) (0(0))
6	販売従事者	商品販売従事者	33 (24) (2 (0))
7	管理的職業従事者	法人·団体管理職員	29 (1) (10 (0))
8	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	28 (4) (1 (0))
9	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	27 (13) (1 (0))
10	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	19 (7)
11	専門的·技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	18 (10) (0 (0))
12	事務従事者	会計事務従事者	17 (8) (4(0))
13	専門的•技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	16 (3) 〈 7 (1) 〉
14	運搬·清掃·包装等従事者	運搬従事者	15 (5)
15	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	14 (1)

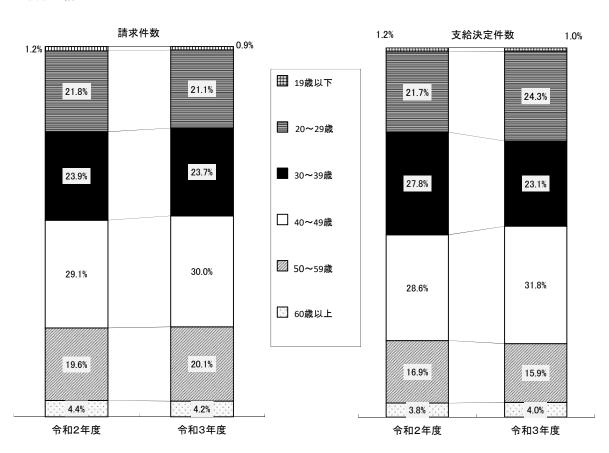
注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。 3 <>内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度						令和2	年度											令和3	年度	:				
	IIIL	青求(自殺					j.	ち支給シ		·件数 ···································				牧 ち自殺		決定		 6自殺	うち支給決定件数			
年齢		- !	7-	日权			٦,	コロ权			٦٠.	コロ松			,	クロ权			, ,-	口权)-)日秋
19歳以下	2 (1	4 2)	(10)	(23 11)	(2 0)	(7 4)	(0 0)	(22 6)	(2 0)	(21 9)	(2 0)	(6 1)	(0 0)
20~29歳	44 (24	8 6)	(36 7)	(418 232)	(43 7)	(132 69)	(13 2)	(495 306)	(41 7)	(419 254)	(42 8)	(153 83)	(16 2)
30~39歳	49 (23	0 3)	(40 3)	(457 202)	(44 1)	(169 66)	(18 0)	(556 293)	(42 3)	(466 240)	(41 3)	(145 69)	(17 0)
40~49歳	59 (28	7 5)	(46 8)	(566 254)	(48 8)	(174 74)	(25 2)	(703 328)	(50 3)	(587 271)	(54 6)	(200 71)	(30 1)
50~59歳	40 (18	2 4)	(27 2)	(377 162)	(36 1)	(103 34)	(20 0)	(471 205)	(32 2)	(376 178)	(25 3)	(100 40)	(14 1)
60歳以上	(3	0 9)	(5 0)	(65 26)	(6 0)	(23 9)	(5 0)	(99 47)	(4 0)	(84 33)	(3 0)	(25 13)	(2 0)
合計	205 (99	9)	(155 20)	(1906 887)	(179 17)	(608 256)	(81 4)	(2346 1185)	(171 15)	(1953 985)		167 20)	(629 277)	(79 4)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

図2-4 年齡別構成比



^{2 ()}内は女性の件数で、内数である。

表2-5 精神障害の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

	1										令和:	3年度
				1		精神障	害					
		請求件数	\$ \			決定作	+数	F			I to to also	
		H13.3.11.2				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			づれ	ち支給決		
11.35.35	/	`	うち自刹		/	\	うち		/		うち	
北海道	95 (54)	13 (4)	67 (38)	9 (2)	38 (19)	5 (0)
青森	7 (3)	2 (0)	6 (5)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
岩 手	13 (6)		0)	10 (6)	1 (1)	3 (3)	0 (0)
宮 城	60 (31)	2 (0)	46 (23)	5 (0)	10 (4)	3 (0)
秋 田	14 (9)	2 (0)	13 (13)	0 (0)	3 (3)	0 (0)
山形	15 (9)	2 (0)	18 (9)	2 (0)	5 (3)	1 (0)
福島	19 (9)	3 (0)	22 (11)	5 (0)	8 (4)	1 (0)
茨 城	43 (19)	6 (2)	34 (12)	5 (0)	9 (3)	2 (0)
栃木	11 (5)	1 (0)	10 (4)	1 (0)	4 (1)	0 (0)
群馬	25 (11)	3 (0)	16 (4)	2 (0)	4 (1)	0 (0)
埼玉	83 (42)	7 (0)	60 (37)	4 (0)	18 (12)	2 (0)
千 葉	94 (50)	6 (0)	69 (29)	5 (1)	30 (8)	3 (0)
東京	497 (263)	28 (3)	441 (223)	33 (4)	106 (40)	17 (0)
神奈川	171 (98)	12 (2)	156 (93)	15 (3)	43 (23)	6 (0)
新 潟	19 (7)	3 (0)	13 (6)	2 (1)	5 (3)	2 (1)
富山	10 (4)	2 (1)	6 (3)	0 (0)	4 (1)	0 (0)
石 川	7 (5)	1 (0)	15 (9)	1 (0)	4 (3)	0 (0)
福井	19 (14)	1 (0)	8 (5)	1 (0)	3 (1)	1 (0)
山 梨	14 (8)	1 (0)	13 (9)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
長 野	25 (12)	7 (0)	15 (5)	3 (1)	9 (3)	3 (1)
岐 阜	29 (12)	4 (0)	17 (5)	3 (0)	6 (1)	2 (0)
静岡	52 (27)	1 (0)	49 (24)	3 (0)	13 (7)	0 (0)
愛 知	157 (71)	12 (1)	128 (65)	10 (2)	34 (15)	3 (0)
三重	32 (12)	3 (0)	32 (7)	5 (0)	11 (3)	2 (0)
滋賀	27 (11)	1 (1)	27 (14)	2 (0)	11 (1)	2 (0)
京都	66 (31)	2 (0)	43 (21)	1 (0)	14 (7)	0 (0)
大 阪	230 (112)	13 (0)	166 (67)	12 (2)	60 (22)	7 (1)
兵 庫	118 (60)	3 (0)	135 (81)	2 (0)	54 (28)	1 (0)
奈 良	24 (12)	0 (0)	19 (10)	0 (0)	3 (0)	0 (0)
和歌山	14 (6)	3 (0)	14 (7)	2 (0)	7 (3)	1 (0)
鳥取	9 (6)	0 (0)	9 (6)	0 (0)	6 (4)	0 (0)
島根	2 (1)		0)	4 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
岡山	21 (8)	4 (1)	26 (10)	5 (0)	12 (7)	2 (0)
広島	32 (15)		0)	37 (21)	2 (0)	10 (5)	1 (0)
山口	10 (4)	-	0)	9 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
徳島	9 (5)		0)	10 (3)	2 (0)	3 (0)	1 (0)
香川	9 (4)	•	0)	5 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
愛媛	20 (10)		0)	18 (9)	2 (0)	4 (2)	0 (0)
高知	12 (7)		0)	7 (5)	1 (0)	2 (1)	1 (0)
福岡	98 (39)		0)	70 (31)	6 (1)	27 (14)	2 (0)
佐賀	15 (10)	0 (0)	14 (10)	0 (0)	5 (3)	0 (0)
長崎	24 (15)	•	0)	5 (4)	1 (0)	3 (2)	1 (0)
熊 本	16 (9)		0)	17 (10)	0 (0)	12 (7)	0 (0)
大分	22 (14)		0)	12 (6)	3 (0)	7 (4)	3 (0)
宮崎	11 (6)		0)	14 (9)	1 (0)	1 (1)	0 (0)
鹿児島	16 (10)	- (0)	9 (3)	4 (1)	4 (1)	2 (1)
沖縄	30 (9)		0)	19 (9)	1 (1)	7 (2)	0 (0)
合計	2346 (1185)	171 (1	5)	1953 (985)	167 (20)	629 (277)	79 (4)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

^{2 ()}内は女性の件数で、内数である。

表2-6 精神障害の時間外労働時間別(1か月平均)支給決定件数

年度 区分	令和2年度	うち自殺	令和3年度	うち自殺
20 時 間 未 満	68 (41)	3(0)	73 (44)	8(1)
20 時間以上~ 40 時間未満	40 (23)	7(0)	31 (10)	6(1)
40 時間以上~60時間未満	45 (10)	11(0)	24 (7)	6(0)
60 時間以上~80 時間未満	26 (4)	13 (2)	38 (9)	8(0)
80 時間以上~100 時間未満	28 (7)	12(0)	44 (8)	14(0)
100時間以上~120時間未満	56 (12)	10(0)	41 (7)	7(0)
120時間以上~140時間未満	24 (2)	6(0)	28 (4)	7(0)
140 時間以上~160 時間未満	12 (3)	6(0)	10 (1)	3(0)
160 時 間 以 上	30 (5)	6(0)	35 (6)	6(1)
そ の 他	279 (149)	7 (2)	305 (181)	14 (1)
合 計	608 (256)	81 (4)	629 (277)	79 (4)

注 1 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。

² その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

³ 自殺は、未遂を含む件数である。

^{4 ()}内は女性の件数で、内数である。

表2-7 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数

	年度				令和2	2年	度						令和3	3年	度		
区分	Я				数 うち 自殺		うち支給 決定件数 うち 自殺				決定件数 : うち : 自殺				うち支給 決定件数 うち 自殺		
	正規職員・従業員	(1551 655)		166 13)	(527 208)		75 3)	(1524 702)		154 16)	(521 200) (76 4)	
	契約社員	(102 63)	(3 1)	(24 14)	(2 1)	(120 71)	(3 1)	(24 15) (0 0)	
	派遣労働者	(61 36)	(3 1)	(11 5)	(1 0)	(88 42)	(3 1)	(14 6) (0 0)	
	パート・アルバイト	(157 120)	(2 1)	(38 27)	(0)	(192 162)	(3 2)	(62 54)(0 0)	
特	中小事業主等	(8 5)	(1 0)	(2 1)	(1 0)	(6 0)	(1 0)	(1 0)(1 0)	
特 別 加 入	一人親方等· 特定作業従事者	(2 0)	(0 0)	(0 0)	(0)	(5 0)	(1 0)	(3 0)(1 0)	
	海外派遣者	(1 0)	(0 0)	(0 0)	(0 0)	(2 0)	(1 0)	(2 0)(1 0)	
	その他		24 8)	(4 1)	(6 1)	(2 0)	(16 8)	(1 0)	(2 2) (0)	
合計		(1906 887)	(179 17)	(608 256)	(81 4)	(1953 985)	(167 20)	(629 277) (79 4)	

- 注 1 自殺は、未遂を含む件数である。
 - 2 就労形態の区分は以下のとおりである。

 - ・正規職員・従業員 一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
 - 契約社員
 - 専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
 - 派遣労働者
 - 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

 - ・パート・アルバイト 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
 - 3 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-8 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

	具体的な出来事	令和2年度							令和3年度							
出来事の類型			決定件	数 - うち うち	殺	ゔ	ち支給》	央定件数 うち目	段		決定件	-数 うち自殺	うっ	ち支給決	定件数	1殺
1 事故や災害	(重度の)病気やケガをした	127 (38)	2 (0)	50 (8)	1 (0)	89 (34)	1(0)	32 (6)	1 (0)
の体験	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	120 (65)	2 (1)	83 (43)	1 (0)	100 (52)	1(0)	66 (31)	1 (0)
2 仕事の失敗、	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	7 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	6 (0)	0(0)	3 (0)	0 (0)
過重な責任	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	27 (11)	8 (0)	6 (1)	4 (0)	27 (9)	7 (1)	6 (0)	4 (0)
の発生等	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	9 (1)	3 (0)	4 (1)	2 (0)	6 (2)	0(0)	2 (1)	0 (0)
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0(0)	0 (0)	0 (0)
	業務に関連し、違法行為を強要された	8 (3)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	16 (6)	2 (1)	8 (3)	1 (1)
	達成困難なノルマが課された	16 (6)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	17 (7)	2 (1)	3 (1)	0 (0)
	ノルマが達成できなかった	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (2)	4 (0)	2 (0)	2 (0)
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	9 (2)	2 (0)	3 (1)	1 (0)	2 (0)	0(0)	0 (0)	0 (0)
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	9 (3)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	2(0)	2 (0)	1 (0)
	顧客や取引先からクレームを受けた	42 (23)	5 (0)	11 (5)	2 (0)	30 (15)	2(0)	4 (2)	2 (0)
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
	上司が不在になることにより、その代行を任された	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0(0)	0 (0)	0 (0)
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事が あった	190 (58)	44 (2)	58 (17)	21 (0)	183 (66)	33 (1)	71 (20)	20 (0)
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	52 (8)	7 (1)	31 (3)	5 (0)	36 (7)	10 (0)	28 (5)	7 (0)
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	64 (15)	17 (2)	41 (11)	12 (2)	52 (9)	9 (1)	39 (7)	6 (1)
	勤務形態に変化があった	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	2(0)	2 (0)	2 (0)
	仕事のペース、活動の変化があった	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0(0)	0 (0)	0 (0)
4 役割・地位の	退職を強要された	19 (5)	2 (0)	5 (0)	2 (0)	34 (20)	2 (1)	9 (8)	1 (1)
変化等	配置転換があった	63 (23)	9 (1)	6 (0)	2 (0)	69 (29)	7 (1)	9 (1)	1 (0)
	転勤をした	21 (3)	9 (0)	5 (1)	3 (0)	13 (2)	4 (0)	2 (0)	1 (0)
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	12 (5)	2 (0)	4 (1)	2 (0)	4 (2)	1(0)	3 (1)	1 (0)
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利 益取扱いを受けた	11 (4)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	11 (5)	1(0)	2 (1)	0 (0)
	自分の昇格・昇進があった	4 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (2)	2(0)	2 (1)	0 (0)
	部下が減った	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0(0)	0 (0)	0 (0)
	早期退職制度の対象となった	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0(0)	0 (0)	0 (0)
	非正規社員である自分の契約満了が迫った	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (2)	0(0)	0 (0)	0 (0)
5 パワーハラス メント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた 注2	180 (82)	15 (2)	99 (43)	10 (2)	242 (113)	18 (0)	125 (58)	12 (0)
6 対人関係	同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた 注3	128 (80)	4 (1)	71 (45)	2 (0)	126 (88)	3 (0)	61 (40)	1 (0)
	上司とのトラブルがあった	388 (211)	20 (5)	14 (2)	3 (0)	451 (254)	27 (5)	17 (3)	5 (0)
	同僚とのトラブルがあった	89 (57)	1 (0)	7 (5)	1 (0)	118 (73)	5 (2)	6 (3)	1 (0)
	部下とのトラブルがあった	16 (7)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	15 (6)	1(0)	1 (1)	0 (0)
	理解してくれていた人の異動があった	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0(0)	1 (0)	0 (0)
	上司が替わった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0(0)	0 (0)	0 (0)
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0(0)	0 (0)	0 (0)
7 セクシュアル ハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	90 (85)	0 (0)	44 (41)	0 (0)	97 (94)	0(0)	60 (57)	0 (0)
8 特別な出来事	注4	54 (23)	6 (0)	54 (23)	6 (0)	63 (27)	9(1)	63 (27)	9 (1)
9 その他 注5		134 (57)	12 (2)	0 (0)	0 (0)	104 (54)	10 (4)	0 (0)	0 (0)
合計		1906 (887)	179 (17)	608 (256)	81 (4)	1953 (985)	167 (20)	629 (277)	79 (4)

注 1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表 1による(令和2年8月21日付け基発0821第4号による改正後のもの)。 2 「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」は、令和2年5月29日付け基発0529第1号により新規に追加された項目である。

^{3 「}同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」は、令和2年5月29日付け基発0529第1号により修正された項目で、令和2年度においては改正前の認定基準における 具体的な出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」で評価した件数も含むものである。

^{4 「}特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

^{5 「}その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

⁶ 自殺は、未遂を含む件数である。

^{7 ()}内は女性の件数で、内数である。